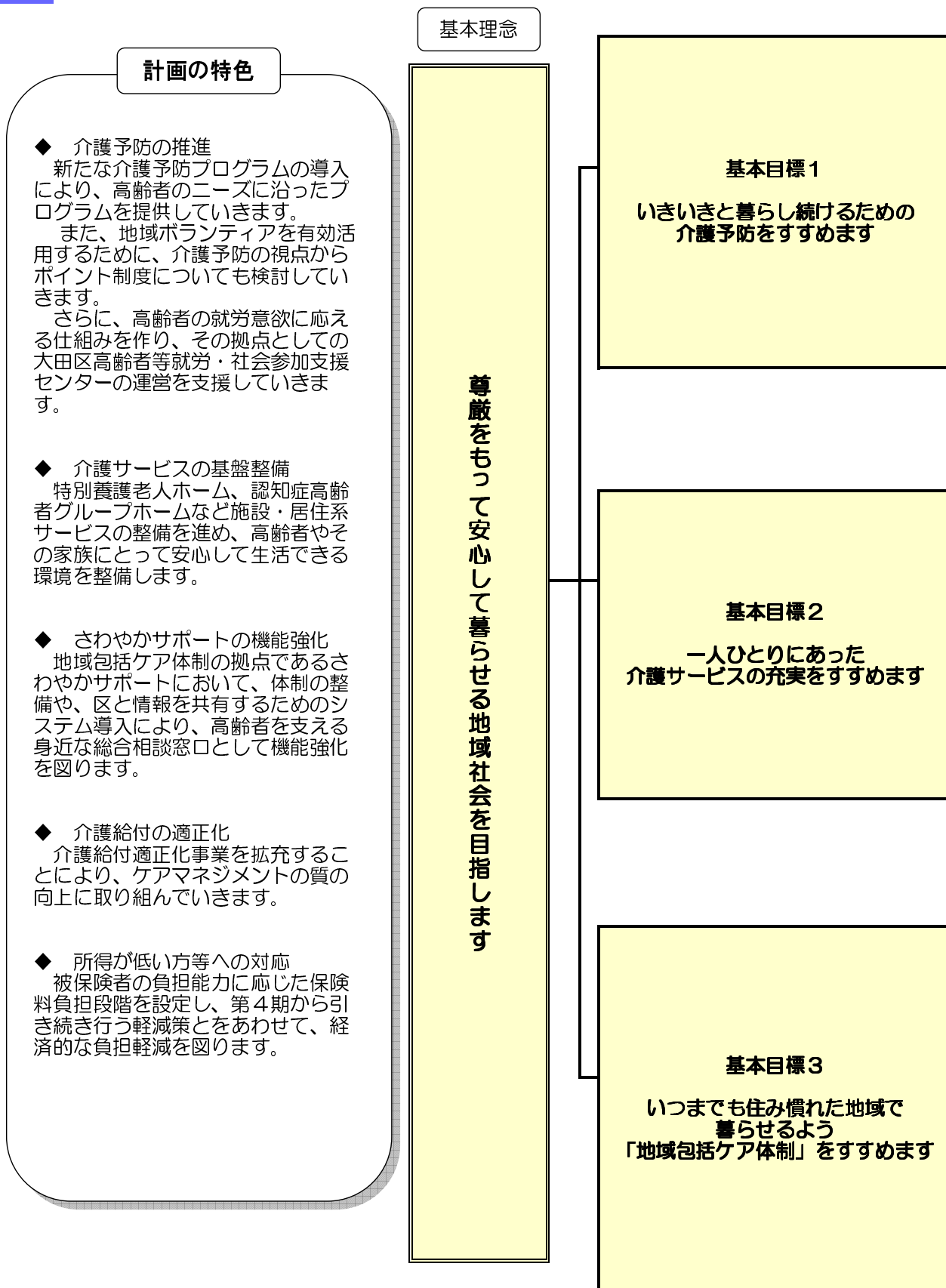


第4章 円滑な制度運営に向けた施策

第4章 円滑な制度運営に向けた施策

1 第5期大田区介護保険事業計画の特色と体系



主な施策・事業	
介護予防に関する普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防に関する情報提供 ○介護予防講座等の充実(毎年テーマを決めた介護予防講座の実施) ○介護予防活動拠点の整備(公園における健康遊具の設置) ○介護予防ボランティアの育成と活動支援(介護予防サポーター養成講座、公園体操地域指導員養成講座)
介護が必要となる可能性のある高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防プログラムの提供(通所型・訪問型介護予防事業) ○民間施設を利用した介護予防プログラムの実施(複合型プログラム) ○訪問や郵送による事業への参加勧奨
生きがいや健康づくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロンの整備支援 ○老人いこいの家の再構築に向けた検討 ○社会参加活動の支援(区民活動情報サイトの運営) ○生活習慣病予防についての情報提供・普及啓発 ○健康相談、健康教室
経験や知識を活かした多様な働き方の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○大田区高齢者等就労・社会参加支援センターへの運営支援(運営主体、支援機関との連携) ○シルバー人材センターの支援
介護サービスの選択肢を広げる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム等の整備支援 ○認知症高齢者グループホームの整備支援 ○高齢者の住宅確保支援(転居一時金助成、住宅確保支援事業) ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備
介護サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジャー・介護職員研修の充実 ○適切な介護サービスの促進(適正化支援システムの導入) ○介護サービス事業者の連携促進(連絡会の開催) ○介護サービス事業者向けサイトを通じた情報提供
介護者の精神的・身体的負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○家族介護者支援事業の充実(家族介護者支援ホームヘルプサービス、家族介護者向け情報誌の発行) ○ショートステイの拡充 ○相談の充実(在宅高齢者訪問相談事業)
介護保険制度の周知・広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい介護保険制度の周知(区報、リーフレット、ホームページ等) ○福祉サービス第三者評価制度の周知
さわやかサポートの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談体制の充実(体制の整備、情報共有のためのシステム導入) ○関係機関との連携強化 ○さわやかサポートの周知・PR ○職員の専門的技術の向上
地域との連携による見守り強化	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り・支え合いネットワークの推進 ○ひとり暮らし高齢者等への見守り体制の充実
認知症高齢者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者グループホームの整備支援(再掲) ○認知症予防の普及啓発(認知症予防講演会、認知症予防の教室) ○認知症支援活動をサポートする人材の育成(認知症サポーター養成講座)
医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備(再掲) ○在宅医療連携調整窓口の運営支援
権利擁護・高齢者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援の充実 ○後見人等の確保の推進 ○高齢者虐待予防及び対応体制の強化

(1) いきいきと暮らし続けるための介護予防をすすめます

①介護予防に関する普及啓発の強化

いきいきとした豊かな高齢期を過ごすためには、一人ひとりが主体的に心身の健康づくりや介護予防を行い、日常生活機能を維持・改善していくことが必要です。そのためには、高齢者に対し介護予防の必要性や重要性について、適切な情報提供を行った上で、積極的に介護予防に取り組んでもらうことが重要です。

平成22年度に実施した調査結果によると、介護予防に関心はあるが、現在は取り組む必要性を感じないという回答が約36%となっています。この結果から、まだ必要性を認識していない方への周知を強化し、一人でも多くの高齢者の継続的な取り組みへとつなげていくことが必要です。

そのために、介護が必要にならないための知識や介護予防の効果等、広く普及啓発を進めるとともに、身近な地域で活動に取り組めるよう、さらなる介護予防活動拠点の整備や、毎年テーマを変えた介護予防講座を開催していきます。

また、介護予防活動をサポートする区民の育成を進めることにより、地域力を活用した介護予防事業を推進します。

②介護が必要となる可能性のある高齢者への支援

平成22年8月に「地域支援事業実施要綱」が一部改正されたことに伴い、二次予防事業対象者（介護が必要となる可能性のある高齢者）の把握方法が簡素化されました。また、特に支援が必要な場合のみケアプランを作成するなど、介護予防事業を展開するための保険者の裁量範囲は大きくなりました。

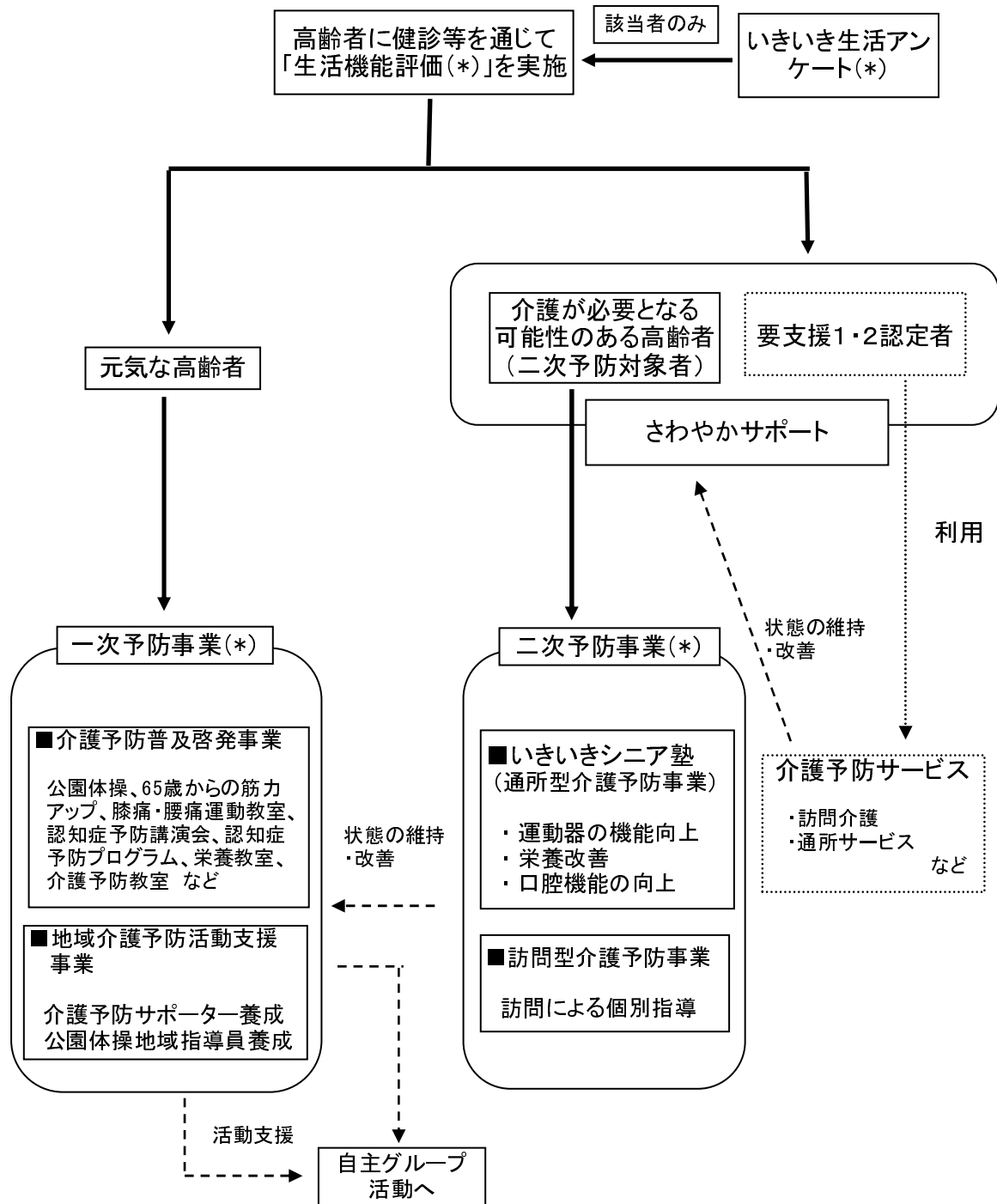
介護が必要となる可能性のある高齢者に対して、区はこれらの高齢者を把握し、介護予防プログラムを提供することによって、状態の維持・改善を図る取り組みを進めています。しかし、平成22年度には高齢者の6.2%である8,710人が二次予防対象者と判定され、このうち実際介護予防事業に参加したのは626人となっています。

今後も引き続き、二次予防対象者を把握する体制整備に努めるとともに、効果的な事業参加までの手続き等の見直しを行っていきます。

また、介護予防事業に高齢者が主体的に参加するためには、介護予防プログラムをニーズに沿った参加しやすいかたちで提供することが重要です。

このために、これまで実施してきた介護予防プログラムを精査し、民間施設を利用し、運動・口腔・栄養をセットにした複合的なプログラムを新たに実施するなど、魅力的で自ら参加したくなるような介護予防プログラムを提供します。

図表 4-1 介護予防のしくみ



③生きがいや健康づくり活動への支援

平成22年度に実施した調査結果によると、介護予防に取り組みやすい条件として、身近な場所で活動できること、いっしょに取り組む仲間がいること、楽しみながら参加できることなどが多くあげられています。このことは、生きがいつくりや健康づくり活動にも通じるものと考えられます。

このことから、区民活動情報サイト（*）を通じたNPO法人等ボランティア団体の活動に関する情報提供を行うなど、高齢者が社会活動に参加するための体制づくりを進めていきます。また、教養の向上、レクリエーション等の場としての役割を担ってきた老人いこいの家は、利用者の固定化や減少の傾向にあるため、今後の施設のあり方を検討していきます。

介護が必要となる主な原因には、脳卒中をはじめとした、いわゆる生活習慣病も含まれています。若いうちから日々の食事や運動、休養に気を配り、より良い生活習慣を積み重ねることが、生活習慣病の予防や重症化を防ぐことにつながります。

そのため、若いうちから自主的な健康づくりに取り組み、その延長線上にある高齢期の介護予防へと円滑な移行ができるよう、生活習慣病予防についての情報提供、普及啓発や健康相談、健康教室など、若い世代から高齢者までを対象とした健康づくり活動を支援していきます。

④経験や知識を活かした多様な働き方の促進

高齢期の生活の質を高めるという観点からは、知識や経験をはじめ、特技等を活かしながら、高齢者一人ひとりが生きがいと、達成感を感じる事が重要です。

今後、世代人口の多い昭和22年～24年生まれの方々が高齢者に仲間入りし、その多くがこれまでの職場中心の生活から、地域社会へ戻ってきます。そうした方々の豊かな知識や経験を活かし、いつまでもいきいきと活躍できる場を提供していくことが重要です。

そのため、高齢者等が、より自由な立場で様々な活動に積極的に参加し、働く意欲と能力を活用できる機会を多く得られるよう、大田区高齢者等就労・社会参加支援センター（*）の運営支援や、シルバー人材センターへの支援など、多様な関係機関との連携を推進し、高齢者の就労意欲に応える仕組みづくりを進めます。

(2) 一人ひとりにあった介護サービスの充実をすすめます

①介護サービスの選択肢を広げる体制づくり

平成22年度に実施した調査結果によると、在宅で暮らす高齢者の多くが、自宅で介護を受ける暮らしを希望しており、多くの方が地域での生活を望んでいると考えられます。高齢者が必要な介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護基盤の整備が必要です。

そのため、引き続き民間事業者やNPO法人等の多様な事業者の参入を促進し、居宅サービスの充実に努めるとともに、高齢者の生活状況等に配慮し、住み替えのための助成や住まいの確保支援を行っていきます。

地域密着型サービスでは、今後も増加が見込まれる認知症高齢者が地域で暮らせるよう、民間事業者による認知症高齢者グループホームの整備支援を行います。また、医療ニーズの高い重度の要介護者等に対応するために、新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。

また、施設サービスのひとつである介護老人福祉施設は、必要な待機者が入所できるよう、必要整備数を把握し、計画的に整備を進めていきます。

こうした介護基盤の整備により、高齢者が様々な介護サービスが選択できる体制をつくり、介護が必要になってもできる限り地域での生活を営めるように支援していきます。

②介護サービスの質の向上

平成22年度に実施した介護サービス事業者への調査結果によると、人材の確保や雇用管理に関する課題として、人材育成・教育等従業員の質の確保が最も多くあげられています。

介護保険制度は、サービス利用者と事業者が契約を交わし、利用者自らが選択して利用する制度です。その要となる介護支援専門員（ケアマネジャー）(*)は、利用者家族の意向や生活環境、身体状況等を勘案して、適切なケアプランを作成することが重要です。

介護支援専門員が、介護サービスはもとより、介護保険以外の様々な社会資源を活用しながら、個々の状態に応じた適切なケアプランを作成することができるよう、情報提供や研修等の人材育成を支援します。また、さわやかサポートによる介護支援専門員に対する助言・支援の充実を図ります。

加えて、介護給付適正化事業を拡充することにより、より適切なケアプランが作成されるよう、ケアマネジメント(*)の質の向上に取り組んでいきます。

また、介護サービス事業者がより良いサービスを提供するためには、介護サービス従事者の質の確保が求められることから、各専門職に求められる専門知識及び技術の修得や情報の共有を目的とした研修・連絡会等の実施や、事業者支援サイトを通じた情報提供を実施していきます。

③介護者の精神的・身体的負担軽減

介護の長期化、認知症高齢者の増加など、家族介護者への負担は大きく、要介護状態にある高齢者等が住み慣れた地域での生活を続けるためには、家族介護者への支援が必要不可欠です。

そこで、介護基盤の整備や地域における支え合いの仕組みづくりに加えて、問題を抱え込まないよう相談体制を充実します。

また、介護者向け情報誌の発行や、家族介護者交流会への支援を充実するとともに、家族介護者支援ホームヘルプサービスやショートステイの増床等、家族介護者の精神的・身体的な負担を軽減するための施策にも取り組んでいきます。

④介護保険制度の周知・広報活動

介護保険制度は3年一期で改正されることから、介護保険制度に関する情報をわかりやすく伝え、なおかつ、区民が情報を入手しやすい提供体制の検討を進めていく必要があります。

そのために、区報やリーフレット、ホームページ等を活用した介護保険制度やサービス内容の周知、さわやかサポートや区関係部局での情報提供や利用案内をさらに充実させていきます。

さらに、「福祉サービス第三者評価制度（介護サービス評価）」(*) について、事業者の受審を促進し、利用者の適切なサービス選択を支援するため、周知を進めます。

(3) いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう 「地域包括ケア体制」をすすめます

①さわやかサポートの機能強化

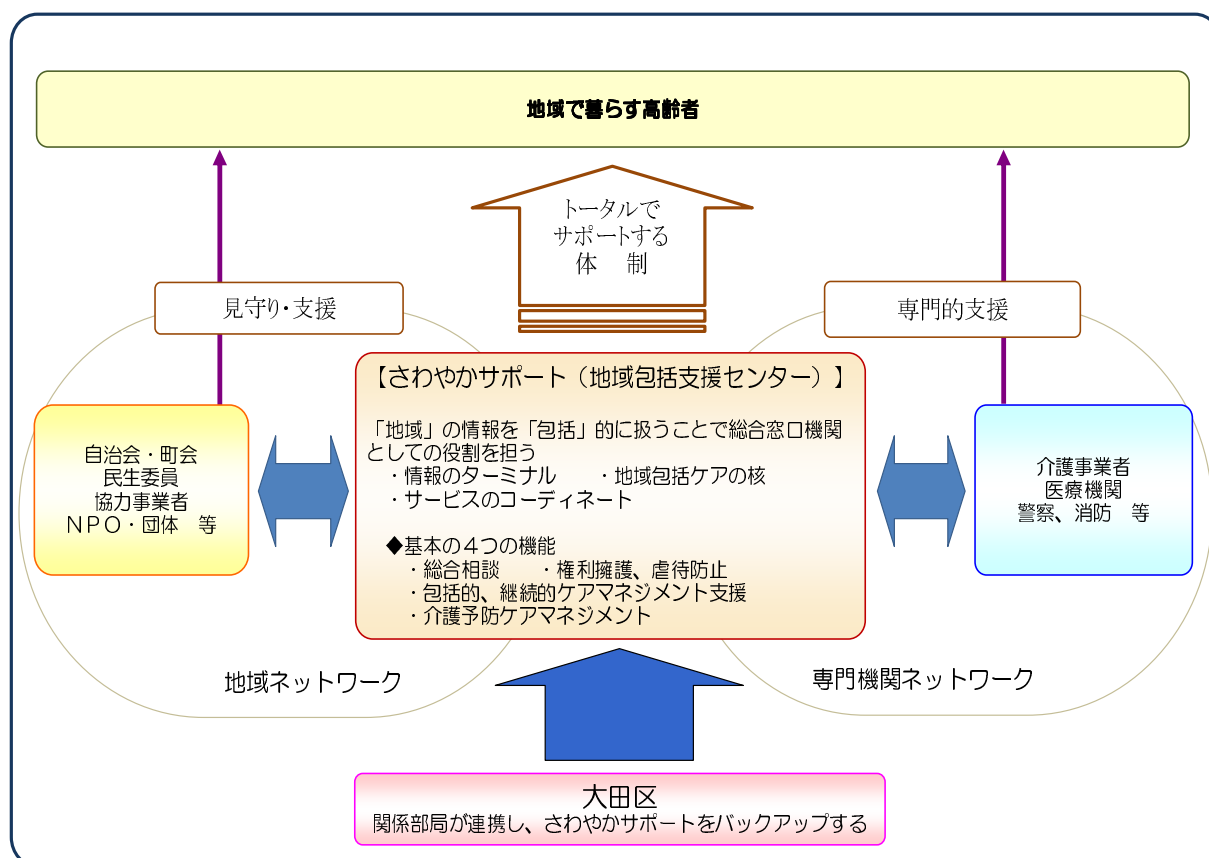
平成23年度の介護保険法の改正により、日常生活の場で高齢者の生活を支える医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスが適切に組み合わせられ、切れ目なく円滑に提供される、「地域包括ケア体制」の確立が強く打ち出されました。この「地域包括ケア体制」の拠点となるのが、さわやかサポートです。

さわやかサポートが、支援が必要な高齢者を把握するとともに、高齢者の相談に対する総合窓口として区民のニーズに応じ、医療・介護・福祉サービスを適切にコーディネートする役割を果たせるよう、総合的な機能の強化を図ります。

また、多様なケースへの対応を円滑かつ効率的に行うため、区関係部局や各行政機関等と必要な情報を共有するネットワークを確立し、相互の連携を強固なものとする事によって、地域包括ケア体制の整備を進めます。

加えて、平成22年度に実施した調査結果によると、平成19年度の同調査よりもさわやかサポートの認知度は高くなっているものの、65歳未満の区民では依然として認知度は半数を下回っていることから、今後も様々な広報媒体を活用し、区民への周知・PRを行っていきます。

図表 4-2 さわやかサポートのイメージ図



②地域との連携による見守り強化

平成22年の国勢調査によると、区のひとり暮らし高齢者世帯は34,690世帯、高齢夫婦世帯は24,374世帯となっています。

これらの世帯が孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域全体で支える体制づくりが重要となります。特に、東日本大震災をきっかけとして、その重要性は増し、家族をはじめ、地域住民との絆の大切さが再認識されています。

そのため、自治会・町会、民生委員、事業者など、地域の方との連携を一層深め、さわやかサポートを核とした、高齢者を見守り、支え合う体制づくりを進めていきます。

③認知症高齢者への支援の充実

高齢化が進むことで、介護や支援を必要とする認知症高齢者は今後も増加が予想されます。認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、本人や家族等へ必要な保健・医療・福祉・介護サービスが継続的に提供されることが求められます。

近年、認知症に関する医療の進歩により、早期に治療を行えば認知症の症状を緩和したり、進行を遅らせることができるようになっており、認知症の早期発見・早期対応が重要です。

そのため、認知症予防講演会や予防教室を通じた認知症に関する知識の普及・啓発や、認知症サポーター（*）などの地域で見守る支援者の養成に取り組んでいきます。

④医療との連携

第5期計画における国の基本指針では、医療と介護の連携が重要な課題としてあげられています。

在宅で長期に療養する高齢者が、適切な支援を受け、安心して在宅療養ができるよう、病院・診療所、訪問看護ステーション、介護支援専門員、さわやかサポート等との連携を強化する必要があります。

そのため、関係機関が一体となった連携体制を整備することにより、これまで以上に在宅療養体制の充実を進めていきます。また、病院から在宅医療への円滑な移行や在宅療養が継続できるよう、医師会に設置した在宅医療連携調整窓口（*）等と協働して、医療と介護の連携を推進します。

⑤権利擁護・高齢者虐待防止の推進

老人福祉法等が一部改正され、市民後見人(*)を養成し活用を図ることなどにより、高齢者等の権利擁護を推進する内容が盛り込まれました。そのため、これまで以上に、制度や事業の周知、適切に利用されるための体制づくりを整え、関係機関の連携を強化する必要があります。

認知症等により判断能力が不十分となった高齢者やひとり暮らし高齢者等の権利を擁護するため、さわやかサポートでの適切な相談支援をはじめ、大田区社会福祉協議会成年後見センターにおける成年後見制度(*)の普及啓発や利用支援を推進します。また、後見人等の担い手確保のために、市民後見人活用のための体制を整備します。

また、高齢者虐待防止にむけて、いっそうの普及啓発を推進します。あわせて、区が作成した高齢者虐待防止マニュアルに基づき、虐待を早期に発見し、適切な介入・支援を実施できるよう、さわやかサポート及び区関係部局、警察・病院等関係機関との連携・協力体制の強化に取り組みます。

2 適正な事業運営の確保

(1) 介護保険料収入の確保

第1号被保険者の保険料は、年金（老齢福祉年金等を除く）の年額が18万円以上の方は、原則として年金から差し引く「特別徴収」となり、「特別徴収」によらない場合は、口座振替や納付書で金融機関等に納める「普通徴収」となります。

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の1つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることが、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かすことができません。区ではこれまでも、保険料の収納対策として、コンビニエンスストアやモバイルレジ(*)での納付による納付機関・納付方法の拡大や、できるだけ滞納の初期時点で、電話等による納付勧奨を実施するなど保険料収入の確保に努めてきました。これらの収納対策により、今後も保険料収入の確保に努めていきます。

(2) 介護給付の適正化

「東京都介護給付適正化計画（第2期）」(*)を踏まえて、介護サービスを必要とする人に対し、適正な要介護認定を行った上で、ケアマネジメントにより受給者が真に必要なとするサービスを見極め、事業者がルールに従ってサービスを提供できる体制作りを推進していきます。

適正な要介護認定の観点からは、訪問調査に従事する調査員に対する研修や、調査方法の再確認等を行い、訪問調査の適正化に努めます。また、区内の医療・保健・福祉関係団体等の協力を得て委員を選出し、介護認定審査会の中で、訪問調査及び主治医意見書を様々な角度から審査するとともに、「大田区介護認定審査会合議体連絡会」の開催を通じて、要介護認定の審査判定の平準化に努め、介護認定審査会の質の確保を図ります。

適正なケアマネジメントの観点からは、ケアマネジメントの質の向上に向けて、ケアプラン作成支援研修の実施やケアプランの内容の確認・評価に基づく介護支援専門員への支援・指導の充実を図ります。

また、福祉用具や住宅改修について利用者宅への訪問調査を実施し、必要性や内容・費用等の妥当性の確認・検証を行う等の取り組みを推進します。

さらに、給付適正化支援システムの導入により、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。

一方、介護給付の適正化の観点からは、事業所への実地指導の実施等、介護サービス事業者に対する指導体制を強化することにより、適正化の実効性の向上に努めていきます。あわせて、利用者に「介護保険給付実績のお知らせ」を送付して、利用者や家族の給付の適正化に対する理解の促進、意識の向上を図ります。

このように積極的に介護給付の適正化に取り組み、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築に努めていきます。

(3) 事業者の適正な指定・支援

介護保険の保険者として、地域密着型サービス事業者の指定・監督、介護サービス事業者に対する指導・監督等を担い、地域特性に応じた介護保険事業を展開していきます。

地域密着型サービスについては、基準に照らし適正な事業者への指定を行うことにより、安定したサービス量の確保に努めます。

また、事業者が安定した事業運営や、質の高いサービスを提供できるよう、運営への支援を引き続き行っていきます。

(4) 介護保険専門部会等の運営

区は、「大田区地域保健福祉計画推進会議介護保険専門部会」において、介護保険の運営状況及び介護保険事業計画作成等に関する審議、計画の進捗状況の点検・評価を行い、計画の推進を図っていきます。

また、さわやかサポートの中立・公平な運営を図るための「大田区地域包括支援センター運営協議会」、大田区の地域密着型サービスの公平・公正な運営を確保するための「大田区地域密着型サービス運営協議会」の適正な事業運営に努めていきます。